

一般財団法人秋田県建築住宅センター
長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人秋田県建築住宅センター長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「規程」という。)に基づき、一般財団法人秋田県建築住宅センター(以下「機関」という。)が実施する技術的審査業務に係る料金について、必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 業務規程第12条に規定する技術的審査料金の額(居住環境の維持及び向上への配慮に関する技術的審査は除く。)は、依頼一件につき、表1の各号の左欄に掲げる区分の応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとする。また、共同住宅等において、複数の依頼が同時に行われる場合は、右欄に定める額を当該依頼の数で除した額(1円未満切捨て)とする。

戸建住宅		42,900円
共同住宅等 (住戸の総数)	5戸以下	99,000円
	6戸以上10戸以下	156,200円
	11戸以上30戸以下	316,800円
	31戸以上50戸以下	559,900円
	51戸以上100戸以下	939,400円
	101戸以上200戸以下	1,714,900円
	201戸以上300戸以下	2,433,200円
	301戸以上	3,005,200円

2 技術的審査において、当機関が設計住宅性能評価を行う場合又は設計住宅性能評価書を交付した場合は、前項の規定にする技術的審査料金の額の定めによらず、申請一件につき、表2の各号の左欄に掲げる区分に応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとする。また、共同住宅等において、複数の依頼が同時に行われる場合は、右欄に定める額を当該依頼の数で除した額(1円未満切捨て)とする。

戸建住宅		14,300円
共同住宅等 (住戸の総数)	5戸以下	57,200円
	6戸以上10戸以下	89,100円
	11戸以上30戸以下	176,000円
	31戸以上50戸以下	300,300円
	51戸以上100戸以下	432,300円
	101戸以上200戸以下	775,500円
	201戸以上300戸以下	1,038,400円
	301戸以上	1,289,200円

(計画の変更に係る技術的審査料金)

第3条 業務規程第6条に規定する変更に係る技術的審査料金の額は、申請一件につき、前条第1項又は第2項に掲げる額に二分の一を乗じて得た額とする。

(技術的審査料金の不還付)

第4条 既に徴収した審査料金は、原則、還付しない。

(適合証の再交付)

第5条 適合証を再交付する場合の料金は、1通につき1,100円(税込)とする。

(附則)

この料金規程は、平成21年6月4日に施行する。

この料金規程は、平成22年2月1日に改定施行する。

この料金規程は、平成25年4月1日に改定施行する。

この料金規程は、平成26年4月1日に改定施行する。

この料金規程は、令和3年4月1日に改定施行する。